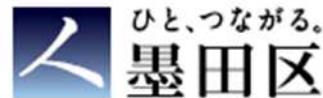


墨田区消費者ニュース

令和4年11月発行 第192号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



毎年100件以上発生！

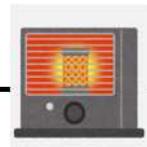
ストーブ、ファンヒーター※の事故に注意しましょう！

2016年度から2020年度の5年間に製品安全センターに通知された製品事故情報は、ストーブ、ファンヒーターの事故で652件（石油タイプ307件、電気タイプ345件）ありました。

<石油ストーブ、ファンヒーターの事故>

- ・火を消さずに給油し火災発生
- ・一酸化炭素中毒で死亡
- ・石油ストーブの上部に干していた洗濯物がストーブの上に落下して、火災発生 等

事故防止のために



- ◆ 給油の際は、必ず火を消してください。
- ◆ 給油した後は、ふたが完全にしまっているか確認してください。
- ◆ 洗濯物の乾燥等、上部や周囲に可燃物を置かないでください。
- ◆ 定期的に清掃を行い、ホコリを取り除いてください。また、定期的に換気も行ってください。

<電気ストーブの事故>

- ・電気ストーブに寝具が触れて火災発生
- ・電気ストーブをつけたままその場を離れ、周囲の可燃物が発火 等

事故防止のために

- ◆ ストーブの近くに、燃えやすいものを置かないでください。
- ◆ 就寝・外出時は、電源を切り、電源プラグを抜いてください。

※本資料では、石油ストーブ・ファンヒーター、電気ストーブ・ファンヒーターの4種をまとめて「ストーブ、ファンヒーター」と記述します。

NITE 製品安全センター資料

消費者センター相談窓口から

いつでも解約できる定期購入のはずなのに...

～ 「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化されました～

【相談事例】

スマートフォンで芸能人の SNS を見ている際に、通常価格 1 万円のダイエットサプリが初回 500 円で購入できるという広告が表示された。毎月届く定期コースだが、「いつでも解約可能」と表示されていたので、初回だけ購入するつもりで公式販売サイトから注文した。注文後、販売業者から届いた注文完了メールを確認すると、2 回目の商品を受け取らずに解約する場合は、通常料金との差額(9500 円)の違約金が発生すると記載されていた。1 回目の購入だけで解約できると思い申し込んだが、違約金が発生するなら解約したい。

【アドバイス】

ネット通販の広告で「いつでも解約可能」「回数縛り無し」という表示をみると、購入回数が決まっていない「定期購入」という印象を持ちますが、実際には、初回の低価格のみで解約する場合、違約金を請求されるケースがあります。

令和 4 年 6 月 1 日に「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された改正特定商取引法が施行されました。消費者が契約内容を確認し、納得して契約できるようにするために、通販サイトの「最終確認画面」で、継続期間、支払い総額、解約方法等を、わかりやすく表示することを義務付けました。販売業者が契約の申込内容について、表示をしなかったり、不実の表示や消費者を誤認させるような表示、消費者が誤認して申し込んだ場合は、申込みを取り消すことができるようになりました。

ネット通販で定期購入を申し込む場合は、必ず最終確認画面を確認し、トラブルに備え、最終確認画面をスクリーンショットで保存しましょう。

当事例は、相談者が最終確認画面を保存しておらず、通販サイトの表示に問題があった事を証明できませんでしたが、商品発送前に解約を申し出た為、違約金なしで解約できました。

最終確認画面：通販サイト内に設けられている、申込ボタン等をクリックすることで契約の申込みが完了することになる画面のこと。

すみだ消費者センター相談室

相談専用ダイヤル **5608-1773**
— まずは電話でご相談ください —

■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

